

福防協規程第12号

公益社団法人福井県防犯協会定款第52条の規定に基づき、公益社団法人福井県防犯協会の防犯モデルマンション・駐車場認定制度事業規程を次のとおり定める。

平成23年8月1日

公益社団法人 福井県防犯協会
理事長 大坂 辰一

公益社団法人福井県防犯協会の防犯モデルマンション・駐車場認定制度事業規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防犯モデルマンション
 - 第1節 防犯モデルマンション審査委員会（第3条―第9条）
 - 第2節 防犯モデルマンションの審査（第10条・第11条）
 - 第3節 防犯モデルマンションの認定（第12条・第13条）
 - 第4節 認定の有効期間（第14条）
 - 第5節 認定の更新（第15条―第17条）
 - 第6節 認定の取消し（第18条・第19条）
- 第3章 防犯モデル駐車場
 - 第1節 防犯モデル駐車場審査委員会（第20条―第26条）
 - 第2節 防犯モデル駐車場の審査（第27条・第28条）
 - 第3節 防犯モデル駐車場の認定（第29条・第30条）
 - 第4節 認定の有効期間（第31条）
 - 第5節 認定の更新（第32条―第34条）
 - 第6節 認定の取消し（第35条・第36条）
- 第4章 雑則（第37条―第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福井県防犯協会（以下「防犯協会」という。）定款第4条第1号、第2号及び第5号により、防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場についての調査研究、審査及び認定を行い、マンション又は駐車場における防犯環境を整備し、県民の

防犯思想の普及と犯罪の予防に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 原則として、3階建て以上の共同住宅をいう。

この場合、分譲、賃貸、新設、既設を問わない。

(2) 駐車場 自動車駐車場及び自転車駐輪場をいう。この場合、種類及び規模を問わない。

(3) 防犯モデルマンション 犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅をいう。

(4) 防犯モデル駐車場 犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する駐車場をいう。

(5) 被認定者 防犯モデルマンション又は防犯モデル駐車場の認定を受けた者をいう。

第2章 防犯モデルマンション

第1節 防犯モデルマンション審査委員会

(委員会の設置)

第3条 防犯協会に防犯モデルマンションの調査研究、審査及び認定を行うため、防犯モデルマンション審査委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の事務は、防犯協会の事務局が行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員長及び委員（以下この章において「委員等」という。）により構成する。この場合において、委員等は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 防犯協会の役員及び事務局職員 若干名

(2) マンション防犯建築の知識を有する一級建築士及び防犯設備士若干名

(委嘱状及び防犯モデルマンション審査委員証)

第5条 委員は、防犯協会理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2 理事長は、前項の委嘱を行うときは、委嘱状（様式第1号）及び防犯モデルマンション審査委員の証（様式第2号。以下この章において「審査委員証」という。）を交付する。

3 委員等は、審査委員証を亡失し、又はき損したときは、速やかに理事長に申し出て再交付を受けるものとする。

4 委員等は、その職を失ったときは、審査委員証を理事長に返納しなければならない。

5 委員等は、第11条又は第16条による現地審査を行う場合は、審査委員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは、これを提示しなければならない。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 退会する旨の意思表示がない場合は再任とし、任期の途中で退会した委員の補欠として就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員長は、防犯協会の役員で理事長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、必要な都度、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員等以外の関係者を招致して意見を求めることができる。

(定足数及び議決)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

第2節 防犯モデルマンションの審査

(審査の申請)

第10条 防犯モデルマンションの審査は、福井県内に建築又は建築予定のマンションで審査・認定申請のあった物件について行う。

2 審査を受けようとする者は、防犯モデルマンション審査・認定申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる必要書類及び審査手数料を添えて防犯協会に申請するものとする。

(1) 審査物件設計書

(2) 物件の所在地及び周辺環境が分かる審査物件周辺図

(3) 防犯設備詳細図(防犯対策を講じている部分を図面上で詳細に記載し、写真等を添付する。)

(4) その他参考となる資料

3 前項に掲げる申請書類は、正副2通を提出するものとする。

4 防犯協会は、審査の申請があったマンションで、防犯対策の未整備その他審査対象として明らかに適格性を欠くと認められる物件については、申請を受理しないものとする。

5 第2項の審査手数料は、別表1に定めるとおりとする。

(審査)

第11条 委員会は、申請のあったマンションの審査に当たっては、別表2に定める防犯モデルマンション審査基準(以下この章において「審査基準」という。)に基づき、認定の適否を審査する。

2 審査は、書面審査、現地審査及び委員会における審議により行うものとする。

第3節 防犯モデルマンションの認定

(認定)

第12条 委員会による審査の結果、認定に該当すると認めるマンションについては、被認定者から認定手数料が納付された後、防犯モデルマンション認定簿(様式第4号)に登録するとともに、理事長が福井県防犯モデルマンション認定証(様式第5号)及び防犯モデルマン

ションであることを示す表示板（別図第1）を被認定者に交付する。

2 防犯モデルマンションの認定を行ったときは、防犯協会のホームページに掲載するなど、広報するものとする。

3 第1項の認定手数料は、別表1に定めるとおりとする。

（被認定者の遵守事項）

第13条 被認定者は、委員会が行う防犯モデルマンションに関する調査に協力するものとする。

2 被認定者は、マンション居住者による自主的な防犯活動が行われるよう努めるものとする。

3 被認定者は、防犯協会が実施する犯罪の防止活動に際し、可能な範囲において協力するものとする。

4 被認定者は、認定された防犯モデルマンションに関し、火災による焼失、災害等による損壊等、その機能に変更があったときは、速やかに防犯協会に届け出なければならない。

第4節 認定の有効期間

（認定の有効期間）

第14条 防犯モデルマンションの認定の有効期間は、認定の日から5年間とする。

第5節 認定の更新

（更新の申請）

第15条 防犯モデルマンションの認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間が満了する日の6月前から当該認定の有効期間が満了する3月前までの間において、防犯モデルマンション認定更新申請書（様式第6号）に、次の各号に掲げる必要書類に更新審査手数料を添えて防犯協会に申請するものとする。

- (1) 審査物件設計書（設備等に変更がある場合は、変更図を含む。）
- (2) 防犯モデルマンション申請時の副本及び福井県防犯モデルマンション認定証の写し
- (3) 防犯設備詳細図（防犯設備等に変更がある場合は、変更図及び写真を添付する。）
- (4) その他参考となる資料

2 前項に掲げる申請書類は、正副2通を提出するものとする。

3 第1項の更新審査手数料は、別表1に定めるとおりとする。

（更新の審査）

第16条 認定の更新における審査は、更新申請時の防犯モデルマンション審査基準に基づき、認定の適否を審査する。

2 審査は、書面審査、現地審査及び委員会における審議により行うものとする。

（更新の認定）

第17条 委員会による審査の結果、認定の更新に該当すると認めるマンションについては、被認定者から更新認定手数料が納付された後、防犯モデルマンション認定簿に登録するとともに、理事長が新たな福井県防犯モデルマンション認定証及び表示板を被認定者に交付する。

2 前項の更新認定手数料は、別表1に定めるとおりとする。

第6節 認定の取消し

第18条 防犯協会は、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じたときは、防犯モデルマンションの認定を取り消すものとする。

- (1) 被認定者が防犯モデルマンション認定取消申請書（様式第7号）により、当該マンションの認定の取消しを申請したとき。
- (2) 被認定者が第13条に掲げる遵守事項を履行しないとき。
- (3) 第14条に掲げる認定の有効期間内に、認定時の審査基準を満たさなくなったとき。
- (4) 被認定者が第15条に規定する認定の更新申請を行わず、認定の有効期間が失効したとき。
- (5) 火災、震災等により当該防犯モデルマンションが焼失し、又は損壊したとき。

（認定取消しの通知）

第19条 防犯協会は、前条の規定により認定を取り消したときは、被認定者に対し、防犯モデルマンション認定取消通知書（様式第8号）により通知するとともに、通知を受けた被認定者は、交付を受けた福井県防犯モデルマンション認定証及び表示板を返納しなければならない。

第3章 防犯モデル駐車場

第1節 防犯モデル駐車場審査委員会

（委員会の設置）

第20条 防犯協会に防犯モデル駐車場の調査研究、審査及び認定を行うため、防犯モデル駐車場審査委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の事務は、防犯協会の事務局が行う。

（委員会の構成）

第21条 委員会は、委員長及び委員（以下この章において「委員等」という。）により構成する。この場合において、委員等は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 防犯協会の役員及び事務局職員 若干名
- (2) 駐車場の防犯対策に知識を有する防犯設備士 若干名

（委嘱状及び防犯モデル駐車場審査委員証）

第22条 委員は、理事長が委嘱する。

2 理事長は、前項の委嘱を行うときは、委嘱状（様式第9号）及び防犯モデル駐車場審査委員の証（様式第10号。以下この章において「審査委員証」という。）を交付する。

3 委員等は、審査委員証を亡失し、又はき損したときは、速やかに理事長に申し出て再交付を受けるものとする。

4 委員等は、その職を失ったときは、審査委員証を理事長に返納しなければならない。

5 委員等は、第28条又は第33条による現地審査を行う場合は、審査委員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは、これを提示しなければならない。

（委員等の任期）

第23条 委員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 退会する旨の意思表示がない場合は再任とし、任期の途中で退会した委員の補欠として就

任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 24 条 委員長は、防犯協会の役員で理事長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第 25 条 委員会は、必要な都度、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員等以外の関係者を招致して意見を求めることができる。

(定足数及び議決)

第 26 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

第 2 節 防犯モデル駐車場の審査

(審査の申請)

第 27 条 防犯モデル駐車場の審査は、福井県内に設置又は設置予定の駐車場で審査・認定申請のあった物件について行う。

2 審査を受けようとする者は、防犯モデル駐車場審査・認定申請書（様式第 11 号）に、次の各号に掲げる必要書類及び審査手数料を添えて防犯協会に申請するものとする。

(1) 審査物件設計書

(2) 物件の所在地及び周辺環境が分かる審査物件周辺図

(3) 防犯設備詳細図（防犯対策を講じている部分を図面上で詳細に記載し、写真等を添付する。）

(4) その他参考となる資料

3 前項に掲げる申請書類は、正副 2 通を提出するものとする。

4 防犯協会は、審査の申請があった駐車場で、防犯対策の未整備その他審査対象として明らかに適格性を欠くと認められる物件については、申請を受理しないものとする。

5 第 2 項の審査手数料は、別表 3 に定めるとおりとする。

(審査)

第 28 条 委員会は、申請のあった駐車場の審査に当たっては、別表 4 に定める防犯モデル駐車場審査基準（以下この章において「審査基準」という。）に基づき、認定の適否を審査する。

2 審査は、書面審査、現地審査及び委員会における審議により行うものとする。

第 3 節 防犯モデル駐車場の認定

(認定)

第 29 条 委員会による審査の結果、認定に該当すると認める駐車場については、被認定者から認定手数料が納付された後、防犯モデル駐車場認定簿（様式第 12 号）に登録するとともに、

理事長が福井県防犯モデル駐車場認定証（様式第 13 号）及び防犯モデル駐車場であることを示す表示板（別図第 2）を被認定者に交付する。

- 2 防犯モデル駐車場の認定を行ったときは、防犯協会のホームページに掲載するなど、広報するものとする。
- 3 第 1 項の認定手数料は、別表 3 に定めるとおりとする。

（被認定者の遵守事項）

第 30 条 被認定者は、委員会が行う防犯モデル駐車場に関する調査に協力するものとする。

- 2 被認定者は、駐車場利用者による自主的な防犯活動が行われるよう努めるものとする。
- 3 被認定者は、防犯協会が実施する犯罪の防止活動に際し、可能な範囲において協力するものとする。
- 4 被認定者は、認定された防犯モデル駐車場に関し、火災による焼失、災害等による損壊等、その機能に変更があったときは、速やかに防犯協会に届け出なければならない。

第 4 節 認定の有効期間

（認定の有効期間）

第 31 条 防犯モデル駐車場の認定の有効期間は、認定の日から 5 年間とする。

第 5 節 認定の更新

（更新の申請）

第 32 条 防犯モデル駐車場の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間が満了する日の 6 月前から当該認定の有効期間が満了する 3 月前までの間において、防犯モデル駐車場認定更新申請書（様式第 14 号）に、次の各号に掲げる必要書類に更新審査手数料を添えて防犯協会に申請するものとする。

- (1) 審査物件設計書（設備等に変更がある場合は、変更図を含む。）
- (2) 防犯モデル駐車場申請時の副本及び福井県防犯モデル駐車場認定証の写し
- (3) 防犯設備詳細図（防犯設備等に変更がある場合は、変更図及び写真を添付する。）
- (4) その他参考となる資料

- 2 前項に掲げる申請書類は、正副 2 通を提出するものとする。
- 3 第 1 項の更新審査手数料は、別表 3 に定めるとおりとする。

（更新の審査）

第 33 条 認定の更新における審査は、更新申請時の防犯モデル駐車場審査基準に基づき、認定の適否を審査する。

- 2 審査は、書面審査、現地審査及び委員会における審議により行うものとする。

（更新の認定）

第 34 条 委員会による審査の結果、認定の更新に該当すると認める駐車場については、被認定者から更新認定手数料が納付された後、防犯モデル駐車場認定簿に登録するとともに、理事長が新たな福井県防犯モデル駐車場認定証及び表示板を被認定者に交付する。

- 2 前項の更新認定手数料は、別表第 3 に定めるとおりとする。

第3節 認定の取消し

(認定の取消し)

第35条 防犯協会は、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じたときは、防犯モデル駐車場の認定を取り消すものとする。

- (1) 被認定者が防犯モデル駐車場認定取消申請書(様式第15号)により、当該駐車場の認定の取消しを申請したとき。
- (2) 被認定者が第30条に掲げる遵守事項を履行しないとき。
- (3) 第31条に掲げる認定の有効期間内に、認定時の審査基準を満たさなくなったとき。
- (4) 被認定者が第32条に規定する認定の更新申請を行わず、認定の有効期間が失効したとき。
- (5) 火災、震災等により当該防犯モデル駐車場が焼失し、又は損壊したとき。

(認定取消しの通知)

第36条 防犯協会は、前条の規定により認定を取り消したときは、被認定者に対し、防犯モデル駐車場認定取消通知書(様式第16号)により通知するとともに、通知を受けた被認定者は、交付を受けた福井県防犯モデル駐車場認定証及び表示板を返納しなければならない。

第4章 雑則

(守秘義務)

第37条 防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場の審査に関与した者は、審査上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

(備付簿冊)

第38条 委員会に次の各号に掲げる簿冊を備えるものとする。

- (1) 防犯モデルマンション認定簿
- (2) 防犯モデルマンション審査・認定申請書綴り
- (3) 防犯モデルマンション認定更新申請書綴り
- (4) 防犯モデルマンション認定取消申請書綴り
- (5) 防犯モデルマンション認定取消通知書綴り
- (6) 防犯モデル駐車場認定簿
- (7) 防犯モデル駐車場審査・認定申請書綴り
- (8) 防犯モデル駐車場認定更新申請書綴り
- (9) 防犯モデル駐車場認定取消申請書綴り
- (10) 防犯モデル駐車場認定取消通知書綴り

(補則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

別表 1（第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条関係）

住宅延床面積	審 査 手 数 料 更新審査手数料	認定手数料	更新認定手数料
2, 0 0 0 m ² 未満	8 0, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
2, 0 0 0 m ² 以上 3, 0 0 0 m ² 未満	9 0, 0 0 0 円	5 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
3, 0 0 0 m ² 以上	住宅延床面積 1, 0 0 0 m ² まで 毎に 5, 0 0 0 円を 加算	5 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
住宅が複数棟の場合		追加表示板 1 枚につ き、2 0, 0 0 0 円 を加算した額	追加表示板 1 枚に つき、2 0, 0 0 0 円を加算した額

別表2（第11条関係）

防犯モデルマンション審査基準

※備考～「○」必須、「△」推奨

	項 目	基 準	備考
共用部分の構造及び設備	1 共用出入口	【共用玄関の配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 【共用玄関扉】 ○ 共用玄関には、玄関扉を設置する。 ○ 玄関扉は、扉の内外を相互に見通せる構造とする。 ○ 共用玄関には、各住戸との間に通話機能を有するインターホン及びオートロックシステム（注1）を導入する。 【共用玄関以外の共用出入口】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 ○ 自動施錠機能付きの錠（注2）を備えた扉を設置する。 【照明設備】 ○ 共用玄関は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。 ○ 共用玄関以外の共用出入口は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。	△ ○ ○ ○ △ ○ ○ ○ ○
	2 管理人室	○ 共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる位置またはこれらに近接した位置とする。	△
	3 共用メールコーナー	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 【照明設備】 ○ 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。 【郵便受箱】 ○ 施錠可能なものを設置する。 ○ 壁貫通型等の構造とする。	△ ○ ○ ○ ○
	4 エレベーターホール	【配置】 ○ 共用出入口や共用廊下等からの見通しが確保された位置と	△

		する。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 【照明設備】 ○ 人の顔及び行動を識別できる程度（注４）以上の照度を確保する。	○ ○
5	エレベーター	【戸】 ○ かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓を設置する。 【照明設備】 ○ かご内は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度（注３）以上の照度を確保する。 【防犯設備】 ○ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、または外部の防犯ベルを吹鳴させることができる装置を設置する。なお、子どもの使いやすい位置を考慮して設置する。 ○ かご内の見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。	△ ○ ○ ○
6	共用廊下	【配置】 ○ 屋外に設置されるものについては、外部からの見通しが確保された位置とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 ○ 屋外に設置されるものについては、住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した位置とする。 【構造】 ○ 屋外に設置されるもので、住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した位置とすることが困難な場合には、必要な箇所に面格子やフェンス等の侵入防止用の設備を設置する。 【照明設備】 ○ 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注４）を確保する。	△ ○ △ ○ ○
7	共用階段・避難階段	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。	△ ○

		○ 共用階段のうち屋外に設置されるものについては、外部からの見通しが確保された位置とする。 ○ 共用階段のうち屋外に設置されるものについては、住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した位置とする。 【構造】 ○ 共用階段のうち屋外に設置されるもので、住戸窓やバルコニーへの避難のみに使用する侵入防止に配慮した位置とすることが困難な場合には、必要な箇所に面格子やフェンス等の侵入防止用の設備を設置する。 ○ 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置する。 ○ 共用階段のうち屋内に設置されるものは、各階において階段室が共用廊下等に常時開放する。 【照明設備】 ○ 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注４）を確保する。	△ △ ○ ○ ○ ○
8	屋上	○ 屋上へ通じる出入口には、扉及び施錠設備を設置する。 ○ 共用廊下から屋上への侵入を防止するために、フェンス等の設備を設置する。	○ ○
9	駐車場	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された配置及び構造とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 【照明設備】 ○ 人の行動を視認できる程度以上の照度（注５）を確保する。	△ ○ ○
10	自転車置場及びオートバイ置場	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された配置及び構造とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。 【盗難防止措置】 ○ チェーン用バーラック（注６）の設置等、盗難の防止に有効な措置を講ずる。 【照明設備】 ○ 人の行動を視認できる程度以上の照度（注５）を確保する。	△ ○ ○ ○
11	通路（道路に準じるものは除く）	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 ○ 見通しが確保されない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により見通しを補完する対策を講ずる。	△ ○

		【照明設備】 ○ 人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。	○
	12 児童遊園・広場又は緑地等	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 【照明設備】 ○ 人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。 【塀、柵等】 ○ 周囲からの見通しを妨げるものとならないようにする。 ○ 住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造等とする。	△
	13 ゴミ置場	【配置】 ○ 周囲からの見通しが確保された位置とする。 ○ 住棟等への延焼のおそれのない位置、構造等とする。 ○ 他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画する。 【照明設備】 ○ 人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保する。	○ ○ ○
	14 その他	○ 配管、縦どい、外壁等は上階への足掛かりにならないよう配慮する。	○
専用部分の構造及び設備	1 住戸の玄関扉	【配置】 ○ 廊下、階段等からの見通しが確保された位置とする。 【材質】 ○ 金属製等破壊が困難なものとする。 【構造】 ○ ガードプレートの設置等、こじ開け防止に有効な措置を講ずる。 【錠】 ○ 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とする。 ○ ツーロックにする。 ○ ツーロックにすることが困難な場合は、補助錠で補完措置を講ずる。 【ドアスコープ、ドアチェーン】 ○ ドアスコープ、ドアチェーン等を設置する。	○ ○ ○ △ ○
	2 インターホーン	【外側との通話等】 ○ 住戸玄関の外側との間の通話機能及び住戸玄関の外側を映し出せる機能を有する。 ○ 住戸内と共用玄関の外側との間で通話機能を有する。 ○ 共用玄関扉の電気錠を住戸内から開錠する機能を有する。	○ ○ ○

		【非常通報装置の設置】 ○ 各住戸内に設置し、管理人、警備会社等との連絡を確保する。	○
3	住戸の窓	【共用廊下に面する住戸の窓（侵入されるおそれのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く。以下同じ。）及び避難階に存する住戸の窓】 ○ バルコニー等に面するもの以外のものには、避難を考慮した面格子の設置等侵入の防止に有効な措置を講ずる。 【バルコニー等に面する窓】 ○ 侵入が想定される階に存するものには、錠付クレセント及び補助錠の設置等、侵入の防止に有効な措置を講ずる。 【材質】 ○ 避難計画等に支障のない範囲において、防犯フィルム、防犯合わせガラス等破壊が困難なものとする。	○ ○ ○
4	バルコニー	【侵入防止策】 ○ 縦どい等を利用した侵入の防止に有効な構造とする。 【手すり】 ○ プライバシーの確保、転落防止に配慮し、構造上支障のない範囲において見通しを確保する。	○ ○

(注1)「オートロックシステム」

共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。「電気錠」とは、暗証番号、カードキー等により施解錠される錠をいう。

(注2)「自動施錠機能付きの錠」

鍵で施錠する必要はなく、扉を閉めると自動的に施錠されるため、解錠しなければ外部から扉を開くことが不可能となる錠

※ ホテルの客室の扉等でも使用されている錠

(注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」

10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水平面照度（床面または地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上）をいう。

(注4)「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」

10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね20ルクス以上）をいう。

(注5)「人の行動を視認できる程度以上の照度」

4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。

(注6)「チェーン用バーラック」

駐輪場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。

別表 3（第 27 条、第 29 条、第 32 条、第 34 条関係）

申請の対象	審 査 手 数 料 更新審査手数料	認 定 手 数 料 更新認定手数料
駐車場・駐輪場別に申請 1 件につき	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
駐車場等が複数箇所ある場合		追加表示板一枚につき、10,000 円を加算

別表4（第28条関係）

防犯モデル駐車場審査基準

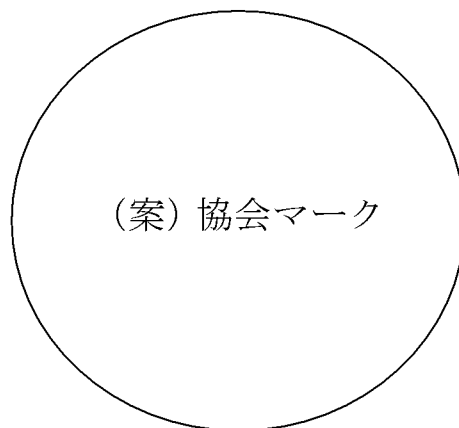
※備考～「○」必須、「△」推奨

項 目	基 準	備 考
1 構 造	外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置して、周囲と区分する。	○
2 防犯設備	○ 見通しが悪く、死角となる箇所にミラー、防犯カメラその他の防犯設備を設置して、見通しを確保する。 ○ 自転車駐輪場については、チェーン用バーラックの設置等、盗難の防止に有効な措置を講ずる。	○ ○
3 管 理 者	○ 管理者等が常駐し、若しくは巡回する。 ○ 上記の措置を講じることができない場合は、防犯カメラその他の防犯設備の設置により補完する対策を講ずる。	△ ○
4 照明設備	人の行動を視認できる程度以上の照度（注）を確保する。	○
5 出 入 口 ゲート	自動車出入口は、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理する。	○

（注）人の行動を視認できる程度以上の照度

4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面または地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

福井県防犯モデルマンション認定証

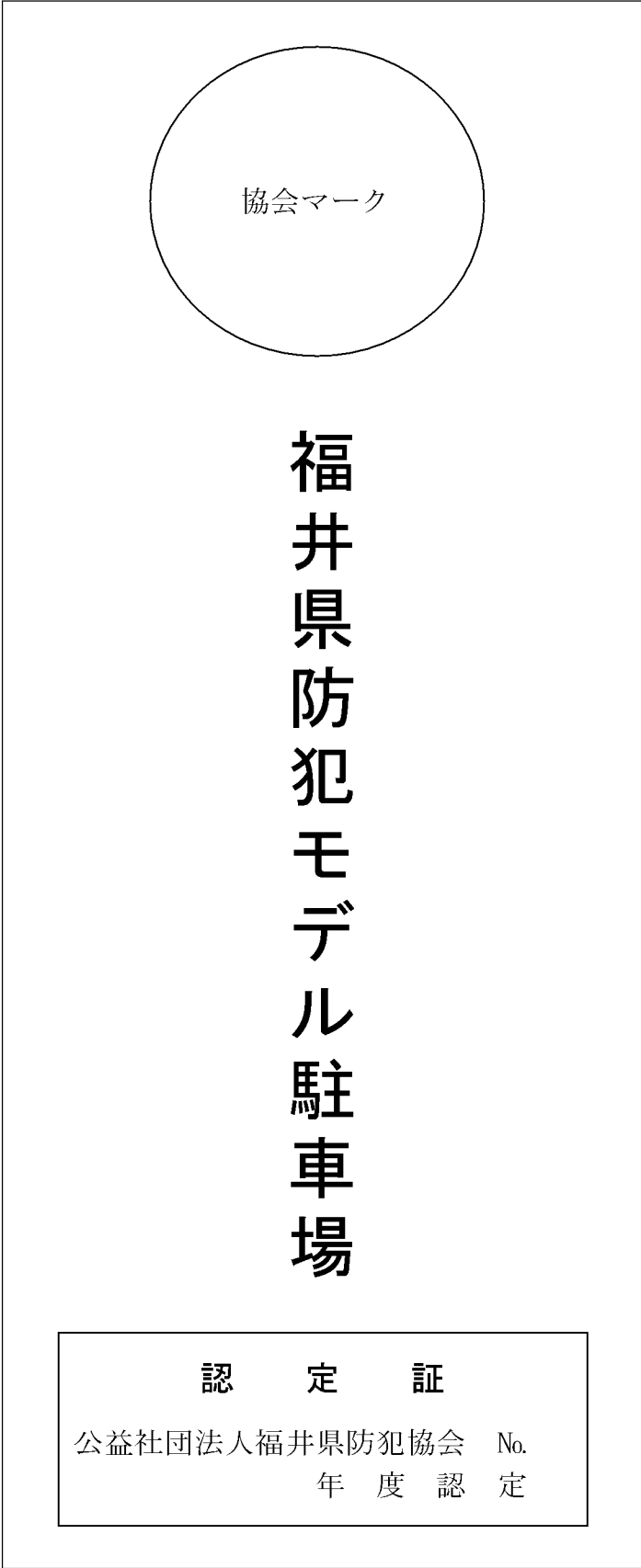


公益社団法人 福井県防犯協会

公益社団法人福井県防犯協会 No.

年度認定

別図第 2（第 29 条、第 34 条関係）



委 嘱 状

殿

あなたを防犯モデルマンション・駐車場審査
委員に委嘱します

委嘱期間

年 月 日から 年 月 日

まで

年 月 日

公益社団法人 福井県防犯協会

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

様式第2号（第5条関係）

表

		第	号
防犯モデルマンション審査委員の証			
氏 名			
写真	年 月 日生		
	有効期間	年 月 日	
		年 月 日	
	上記の者は、防犯モデルマンション審査委員であることを証する。		
	年 月 日	公益社団法人福井県防犯協会理事長	
		○ ○ ○ ○	

大きさ～縦：6センチメートル、横：9センチメートルとする。

裏

1	この証は、任務を遂行するときに携帯し、必要があるときは、この証を相手方に提示すること。
2	この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3	この証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに届け出ること。
4	身分を失ったとき、又は委嘱期間満了のときは、直ちに返納すること。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

公益社団法人 福井県防犯協会

理 事 長

殿

申請者

防犯モデルマンション審査・認定申請書

次のとおり、防犯モデルマンションの審査・認定を申請します。

申請者	企 業 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	(TEL)
申請物件	マンション名	
	所 在 地	
	分譲・賃貸別	
	全 戸 数	
	竣工年月日	
	管 理 組 合 概 要	
添付書類	☐ 審査物件設計書 ☐ 物件の所在地及び周辺環境が分かる審査物件周辺図 ☐ 防犯設備詳細図（防犯対策を講じている部分を図面上で詳細に記載し、写真等を添付する。） ☐ その他参考となる資料	
事務担当者		TEL

様式第4号（第12条、第17条関係）

防 犯 モ デ ル マ ン シ ョ ン 認 定 簿

No.	認定年度	所在地・マンション名	戸 数	管理組合名称等	申請者住所・氏名等	登録年月日	備 考
1						年 月 日	
2						年 月 日	
3						年 月 日	
4						年 月 日	
5						年 月 日	
6						年 月 日	
7						年 月 日	
8						年 月 日	
9						年 月 日	
10						年 月 日	

福井県防犯モデルマンション 認 定 証

公益社団法人福井県防犯協会の防犯モデルマンション・駐車場認定制度事業規程第12条に基づき、防犯モデルマンションとして次のとおり認定します。

記

- 1 認 定 名
- 2 認 定 年 月 日 年 月 日
- 3 認 定 物 件 名 称
- 4 物 件 所 在 地
- 5 管 理 者

公益社団法人 福井県防犯協会
理 事 長 ○ ○ ○ ○

年 月 日		
公益社団法人 福井県防犯協会		
理 事 長 殿		
申請者		
防犯モデルマンション認定更新申請書		
次のとおり、防犯モデルマンションの認定更新を申請します。		
申請者	企 業 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	(TEL)
申請物件	マンション名	
	所 在 地	
	分譲・賃貸別	
	全 戸 数	
	竣工年月日	
	認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	認 定 番 号	
	☐ 審査物件設計書（設備等に変更がある場合は、変更図を含む。）	
	☐ 防犯モデルマンション申請時の副本及び福井県防犯モデルマンション認定証の写し	
	☐ 防犯設備詳細図（防犯対策を講じている部分を図面上で詳細に記載し、写真等を添付する。）	
☐ その他参考となる資料		
事務担当者		TEL

様式第 8 号（第 19 条関係）

防犯モデルマンション認定取消通知書

認 定 番 号

所 在 地

マンション名

第 号、 年度に認定された上記の防犯モデルマンションは、防犯モデルマンション・駐車場認定制度事業規程第 18 条第 号により、これを取り消します。

なお、認定時に交付された認定証及び表示板は、速やかに返納してください。

年 月 日

公益社団法人 福井県防犯協会

理事長 ○○ ○○

印

委 嘱 状

殿

あなたを防犯モデル駐車場審査委員に
委嘱します

委 嘱 期 間

年 月 日

年 月 日

年 月 日

公益社団法人 福井県防犯協会

理 事 長

○ ○ ○ ○

印

表

		第	号
防犯モデル駐車場審査委員の証			
氏 名			
		年	月 日生
写 真	有効期間	年	月 日
		年	月 日
	上記の者は、防犯モデル駐車場審査委員であることを証する。		
	年	月	日
	公益社団法人福井県防犯協会理事長		
		○	○ ○ ○

大きさ～縦：6センチメートル、横：9センチメートルとする。

裏

1	この証は、任務を遂行するときに携帯し、必要があるときは、この証を相手方に提示すること。
2	この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3	この証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに届け出る こと。
4	身分を失ったとき、又は委嘱期間満了のときは、直ちに 返納すること。

年 月 日

公益社団法人 福井県防犯協会

理 事 長

殿

申請者

防 犯 モ デ ル 駐 車 場 審 査 ・ 認 定 申 請 書

次のとおり、防犯モデル駐車場の審査・認定を申請します。

申 請 者	企 業 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	(Tel)
申 請 物 件	駐 車 場 名	
	所 在 地	
	全駐車台数	
	竣工年月日	
添 付 書 類	☐ 審査物件設計書 ☐ 物件の所在地及び周辺環境が分かる審査物件周辺図 ☐ 防犯設備詳細図（防犯対策を講じている部分を図面上で詳細に記載し、写真等を添付する。） ☐ その他参考となる資料	
事 務 担 当 者		Tel

様式第 12 号 (第 29 条、第 34 条関係)

防 犯 モ デ ル 駐 車 場 認 定 簿

No.	認定年度	所在地・駐車場名	収容台数	駐車場部会名称等	申請者住所・氏名等	登録年月日	備 考
1						年 月 日	
2						年 月 日	
3						年 月 日	
4						年 月 日	
5						年 月 日	
6						年 月 日	
7						年 月 日	
8						年 月 日	
9						年 月 日	
10						年 月 日	

福井県防犯モデル駐車場 認 定 証

公益社団法人福井県防犯協会の防犯モデルマンション・駐車場認定制度事業規程第 29 条に基づき、防犯モデル駐車場として次のとおり認定します。

記

- 1 認 定 名
- 2 認 定 年 月 日 年 月 日
- 3 認 定 物 件 名 称
- 4 物 件 所 在 地
- 5 管 理 者

公益社団法人 福井県防犯協会

理 事 長 ○ ○ ○ ○

年 月 日		
公益社団法人 福井県防犯協会		
理 事 長 殿		
申請者		
防 犯 モ デ ル 駐 車 場 認 定 更 新 申 請 書		
次のとおり、防犯モデル駐車場の認定更新を申請します。		
申 請 者	企 業 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	(TEL)
申 請 物 件	駐 車 場 名	
	所 在 地	
	全駐車台数	
	竣工年月日	
	認定有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
	認 定 番 号	
添 付 書 類	○ 審査物件設計書（設備等に変更がある場合は、変更図を含む。） ○ 防犯モデル駐車場申請時の副本及び福井県防犯モデル駐車場認定証の写し ○ 防犯設備詳細図（防犯対策を講じている部分を図面上で詳細に記載し、写真等を添付する。） ○ その他参考となる資料	
事 務 担 当 者		TEL

年 月 日		
公益社団法人 福井県防犯協会		
理 事 長 殿		
申請者		
防 犯 モ デ ル 駐 車 場 認 定 取 消 申 請 書		
次のとおり、防犯モデル駐車場の認定の取消しを申請します。		
申請者	企 業 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	(TEL)
申請物件	駐 車 場 名	
	所 在 地	
	認 定 番 号	
	認 定 年 度	
取消申請理由		
事務担当者		TEL

様式第 16 号（第 36 条関係）

防犯モデル駐車場認定取消通知書

認 定 番 号

所 在 地

駐 車 場 名

第 号、 年度で認定された上記の防犯モデル駐車場は、
防犯モデルマンション・駐車場認定制度事業規程第 3 5 条第
号の規定により、これを取り消します。

なお、認定時に交付された認定証及び表示板は、速やかに返
納してください。

年 月 日

公益社団法人 福井県防犯協会

理事長 ○○ ○○

印